

豚コレラ発生に伴う飼養衛生管理基準の 再点検について！

岐阜県で豚コレラが発生後、防疫対策の再徹底について対応いただいているところですが、2例目の現地調査の結果では飼養衛生管理基準が遵守されていない事実が確認されました。豚・猪飼養農場においては、確実に次の対策を履行され、改めて、飼養衛生管理基準の遵守をお願いします。

1) 適切な衛生管理区域の設定

畜舎の他に飼料給与、清掃、出荷及び死亡畜管理等の一連の作業に関連する農場内の敷地の全てを衛生管理区域とすること。

2) 野生動物等からの病原体の侵入防止

野生動物の衛生管理区域内への侵入、排せつ物の混入の防止、飲用に適した水の給与、死亡畜を適切に保管すること。

3) 衛生管理区域に立ち入る車両等の消毒

衛生管理区域以外の区域で使用していた器具や重機等を、区域内で使用する場合、病原体を持ち込む恐れがあることから、十分な水洗と適切な消毒を実施すること。

4) 衛生管理区域専用の衣服及び靴の使用

衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、区域内に立ち入る全ての者が確実に使用すること。

5) 教育連絡等

畜舎内での飼養管理を行う者は出来るだけ限定し、消毒や作業手順について定期的に教育・訓練を行うこと。

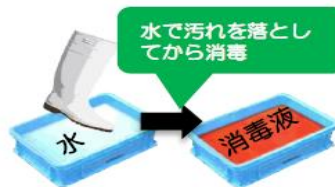
6) 適切な飼料の給与「給与する際の注意点(裏面)参照」

異常をみつけた場合には、直ちに山梨県西部家畜保健衛生所まで
電話：0551-22-0771 FAX：0551-22-6728
夜間・土日・休日の連絡先：090-5564-1018
または：090-5568-0817

衛生管理を徹底しましょう!



関係者以外の農場
への立入を禁止



農場に出入りする際には、
消毒を実施



飼料に生肉を含む又は含む
可能性がある場合は、
十分に加熱処理

異状を発見したら直ちに通報しましょう!

豚コレラ

2018年9月
日本で発生

特徴的な症状が無く、気がつきにくい疾病です!

発熱、食欲不振、元気消失等、うずくまり、便秘に続く下痢、呼吸障害等



うずくまり



豚房の隅に集まるパイルアップ



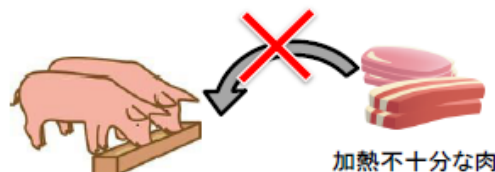
目やに

写真出典: 国立研究開発法人農業食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部

重症例は後躯麻痺・運動失調・四肢の激しい痙縮などの神経症状、皮下出血による紫斑(耳翼、尾、腹部、内股部)を呈し死亡。

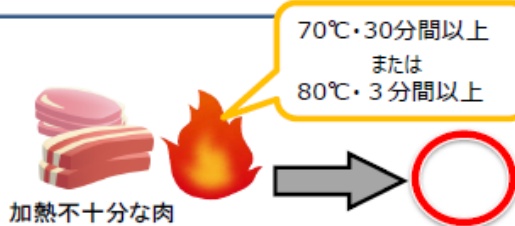
豚及びいのししに飼料を給与する際の注意点

食料の原料を把握しましょう(特に、食品残さ)
食品残さにより、アフリカ豚コレラや豚コレラに感染する可能性があるため、加熱不十分な肉を含む可能性を確認しましょう



加熱不十分な肉

加熱不十分な肉を含む可能性がある場合は、
加熱処理(摂氏70度・30分以上又は摂氏80度・3分以上)することが求められています



加熱不十分な肉

既に加熱処理されている食品残さを飼料として給与する場合は、入手先へ確認等することにより、加熱不十分な肉が含まれていないことを確認しましょう

海外では、違法に持ち込まれた畜産物によってアフリカ豚コレラが発生した事例があることから、海外から不法に持ち込まれる畜産物が飼料として与えられることがないように注意しましょう



不法に持ち込まれる畜産物